



労災保険では、労働者が業務上災害又は通勤災害を被った場合には、保険給付の支給を行います

が、それだけでは災害を受けた労働者の保護は十分といえないことから、様々な労働福祉事業を行ってまいります。中でも馴染みの薄い「長期家族介護者援護金」について説明させていただきます。

業務上あるいは通勤途上において負傷し、重度の障害を負った方の家族の方の介護は並大抵のことではないと思います。要介護状態にある重度被

災労働者を抱える世帯においては、介護に当たる

「長期家族介護者援護金」について

によってもたらされたものと認められる場合には、その家族に対して一定の支援措置を講じていく必要があると考えられることから、長期間介護に当たってきた家族に対して、一定額の援護金を支給することにより、家族の生活の激変を緩和しようとするのがこの制度の趣旨です。

介護を要する状態であること。
③せき髄の著しい障害により、常に介護を要する状態であること。
支給対象となる家族は、妻又は55歳以上のもしくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であって、遺族（補償）年金を受給することが出来ないこと、生活困窮者（所得

申請の効力は2年です。

家族は精神的・肉体的な負担が大きく、世帯収入面でも労災年金に大きく依存せざるを得ない状況にあることから、重度被災労働者が災害と関係のない事由により死亡された場合においては、その家族の生活が著しく不安定になる場合が見られ、このような重度被災労働者の家族の不安定な生活が、長期間にわたる介護

重度被災労働者とは、障害等級又は傷病等級第1級の年金受給者で、年金受給期間が10年以上の者であって、次のいずれかに該当していることを要件としています。

①神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要する状態であること。

②胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に

税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、そのものを扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者）であることとなります。

ただし、この援護金の支給にあたって「援護金を支給することが適当でないと考えられる一定の者は除くこと」とされています。それは、原爆被爆者援護法の葬祭料の例にならっており、被災労働者の死亡原因が、①先天性疾病、遺伝性疾病及び被災以前からの精神病等被災以前に原因がある疾病による死亡でないこと、②他者の犯罪行為等他の外的作用が原因となった死亡でないこと、③自殺及び闘争、泥酔による負傷又は疾病に基づく死亡等自己の行為が原因となった死亡でないこととなっております。

あまり、申請された例もないことから、愛知労働局より周知する旨の依頼があった制度です。